

以下の全ての問題に答えよ。

第1問（配点割合：全体の3割）

実務家ご講演において、

「商品甲について自社（A社）と競争関係にあるB社が商品乙（A社は取り扱っていない）についてカルテルの疑いで立入検査を受けた旨の報道に接した場合は、A社としては要注意である。」

旨のご説明があったが、これはなぜか。独禁法を勉強していない法律家でも理解できるように説明してください。

第2問（配点割合：全体の4割）

X社・Y社から、別紙のような計画が独禁法に違反しないかどうかについて相談を受けた。結論は別紙の枠内のようなことであるとして、その理由を整理して述べてください。（公取委相談事例集に掲げられているであろうような羅列的な回答でなく、考慮要素を構造化して、なぜその考慮要素に意味があるのかがわかるように説明してください。）

第3問（配点割合：(1)は全体の3割。(2)については下記*。）

商品丙の供給者は、北米のA社、南米のB社、欧州のC社、の3社だけであり、対アジアの市場シェアは33%ずつである。供給者3社は、それぞれ、日本所在需要者を含むアジア所在需要者に商品丙を供給する際、需要者が丙を転売することを禁止する条項（転売禁止条項）を契約に盛り込んでいる。供給者3社の間には意思の連絡はないが、それぞれ、他の2社の動向を観察・予測することが容易であり、結果として協調的行動をとっている。

- (1) 日本の独禁法の観点から転売禁止条項を問題にしようとする場合の論法を検討し、説明してください。必要に応じ事実関係を補充するなどしても構いません。
- (2) 供給者3社は、アジア各国の需要者について、特定の国の需要者を差別したり優遇したりしているわけではない。そこで、日本の政策担当者としては「アジア市場」（需要者の地理的範囲がアジアであるという意味）という市場画定を掲げて報告書を日本語・英語で作成し公表することにした。これにはどのような意味があると考えられるか。

* (2)は、説得的な説明の例を考えたなら10点以内の加点をする。正解はいくつもあり得るし、狭い意味での法律論ではない解答例もあり得る。

【共同行為・業務提携に関するもの】

8 加工製品メーカーによる製造設備の削減及び削減分のOEM供給

加工製品メーカーが、製造設備を削減し、競争事業者から削減分のOEM供給を受けることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 X社及びY社（加工製品メーカー）

2 相談の要旨

(1) X社及びY社（以下「2社」という。）は、加工製品Aのメーカーである。

我が国における加工製品Aの製造販売分野におけるシェアは、X社、Y社いずれも約10パーセントである。

また、加工製品Aの製造販売分野において、2社以外に有力な競争事業者が多数存在する。

(2) 2社は、原材料αを加工製品Aに加工し、全国の販売業者に加工製品Aを販売している。

(3) 加工製品Aの需要が大幅に減少していることに伴い、加工製品Aの製造設備の稼働率は著しく低下しており、今後も減少傾向が続く見込みであることから、加工製品Aの製造の効率化を図り、製造コストを削減するためには、製造設備の削減が急務となっている。

(4) 加工製品Aの製造設備は、1つの設備で多量の加工製品Aを製造するという特性を持っており、2社がそれぞれ製造設備の削減をすると、製造の効率化を図るために必要とされる以上に製造設備が削減されてしまうため、2社は、次のような取組を検討している。

○ X社は、製造設備を削減し、Y社は、X社に一定量をOEM供給する。

○ 2社は、本件取組後も、加工製品AについてOEM供給分も含めそれぞれ独自に販売し、互いに販売価格、販売数量、販売先等には一切関与しない。

なお、この取組により、X社の加工製品Aの販売数量に占めるY社からのOEM供給量の割合は、約10パーセントとなる。